



厚生労働省

ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

年金額の改定を踏まえた自己負担の所得区分における基準額の調整について

厚生労働省 保険局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

年金額の改定を踏まえた自己負担の所得区分における基準額の調整について

見直しの方向性

- 高額療養費制度（70歳以上）の低所得Ⅰ区分（住民税非課税（所得が一定以下））の基準については、介護保険の利用者負担第2段階の基準額を参考に、老齢基礎年金（満額）の支給額相当として、**年金収入80万円**を基準として設定している。※ 基準設定時（平成18年度）の老齢基礎年金（満額）の支給額：792,100円/年
- 今般、70歳以上に適用される令和6年（1～12月）の老齢基礎年金（満額）の支給額が806,700円となり、80万円を超えることを踏まえ、基準を見直し、年金収入の基準額を806,700円とすることとする。（令和7年8月施行予定）
 - ※ 入院時食事療養費、入院時生活療養費及び高額介護合算療養費における低所得Ⅰ区分の基準についても、同様の措置を行う。
 - ※ なお、介護保険の保険料及び利用者負担等における基準額についても、同様に改正。

（現行の所得区分）

70歳以上		負担割合	上限額（世帯ごと）	
			外来（個人ごと）	
	年収約1,160万円～ 健保：標報83万円以上／国保・後期：課税所得690万円以上	3割	252,600 + (医療費 - 842,000) × 1 % <多数回該当：140,100>	
	年収約770～約1,160万円 健保：標報53万～79万円／国保・後期：課税所得380万円以上		167,400 + (医療費 - 558,000) × 1 % <多数回該当：93,000>	
	年収約370～約770万円 健保：標報28万～50万円／国保・後期：課税所得145万円以上		80,100 + (医療費 - 267,000) × 1 % <多数回該当：44,400>	
	～年収約370万円 健保：標報26万円以下／国保・後期：課税所得145万円未満	70-74歳 2割	18,000 (年間上限144,000)	57,600 <多数回該当：44,400>
	住民税非課税	75歳以上	8,000	24,600
	住民税非課税 (所得が一定以下 (年金収入80万円 以下 等))	1割又は2割		15,000

年金収入80.67万円に見直し